

別添

技術資料（総合評価）提出依頼書

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

加点を持って入札に参加する意思がある場合に限り、下記要領に従って「(1)企業の技術力（第3号様式）」、「(2)配置予定技術者の能力（第4号様式）」、「(3)地域精通度（第5号様式）」及び「(4)従業員への賃上げ計画の表明書（第6号様式）」を作成の上、提出すること。

記

1 工事の概要

(1) 工事名

令和7年度中央合同庁舎第6号館地下大会議室電気設備改修工事

(2) 工事場所

東京都千代田区霞が関1-1-1

(3) 工事内容、工期等

入札説明書4による。

2 技術等資料の内容

添付する技術資料の内容は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1)企業の技術力 (第3号様式)	<p>ア 平成22年度以降における施工実績を1件記載すること（注1）。</p> <p>（ア）施工実績の発注者が国、地方公共団体（都道府県、市区町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）又は特殊法人等の場合</p> <p>一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（以下「C O R I N S」という。）」に登録されている場合は、同センターが発行するC O R I N Sの登録内容確認書（旧名称「竣工時工事カルテ受領書」及び「竣工時工事カルテ」。以下同じ。）の写しを添付すること。また、C O R I N Sに登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。</p> <p>加えて、工事の概要が把握できる特記仕様書及び平面図等（工事名称並びに照明器具の新設又は改修工事を行った建</p>

	<p>物名称、照明器具 200 台以上の新設又は改修（撤去・新設）、照明制御盤の設置有無及び照明を設置した室の天井高さが確認できるもの。）の写しを添付すること。</p> <p>（イ） 施工実績の発注者が上記（ア）以外の場合</p> <p>同工事の契約書、工事概要が把握できる特記仕様書及び平面図等（工事名称並びに照明器具の新設又は改修工事を行った建物名称、照明器具 200 台以上の新設又は改修（撤去・新設）、照明制御盤の設置有無及び照明を設置した室の天井高さが確認できるもの。）の各写しを添付すること。</p> <p>（注 2）</p> <p>イ 工事成績欄は、法務省発注工事において、令和 2 年度以降に、元請として完成引渡しが完了した新営工事のうち、電灯設備工事の着手から完成まで施工した施工実績を全て記載すること。 工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>ウ 産業区分「建設」において、IS09000 シリーズ（又は JIS Q9000 シリーズ）、IS014000 シリーズ（又は JIS Q14000 シリーズ）の認証を取得している場合は、その取得証明書の写しを添付すること。</p> <p>エ WLB 等推進企業欄は、WLB 等推進企業の該当の有無を記載し、該当する場合は、認定通知書の写しを添付すること。 なお、申請できる件数は 1 件とし、複数の認定を受けている場合でも重複しての加点は行わない。</p>
(2) 配置予定技術者の能力 (第 4 号様式)	<p>ア 平成 22 年度以降における工事経験を 1 件記載すること。 （注 1） なお、主任（監理）技術者として従事した工事について評価するので、留意すること。</p> <p>（ア） 施工実績の発注者が国、地方公共団体（都道府県、市区町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）又は特殊法人等の場合</p> <p>（イ） ア（ア）による。 また、C O R I N S に登録されていない場合は、契約書の写し及び配置予定技術者が電灯設備工事の着手から完成まで経験したことを証明できる資料（現場代理人等通知書の写し又は発注者による工事従事証明の写し。これによれないと</p>

	<p>きは自社の代表者による工事従事証明の原本。) を添付すること。</p> <p>(イ) 施工実績の発注者が上記(ア)以外の場合</p> <p>(1) ア(イ)による。</p> <p>また、配置予定技術者が電灯設備工事の着手から完成まで経験したことを証明できる資料 (C O R I N S の登録内容確認書の写しではなく、現場代理人等通知書の写し又は発注者による工事従事証明の写し。これによれないときは自社の代表者による工事従事証明の原本。) を添付すること。(注2)</p> <p>イ 工事成績欄は法務省発注工事において、令和2年度以降に、元請として完成引渡しが完了した新営工事のうち、電灯設備工事の着手から完成まで主任(監理)技術者として施工した工事経験を全て記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>記載した工事で従事した役職を証明できる資料として、C O R I N S の登録内容確認書の写しを添付すること。</p> <p>ウ 一級建築士又は建築設備士の資格を有する場合には、同資格を証する書面の写しを添付すること。</p> <p>エ 配置予定の技術者として複数の候補技術者を提出した場合には、候補者のうち評価が最も低い者で評価するので、留意すること。</p>
(3) 地域精通度 (第5号様式)	<p>ア 施工実績は、平成27年度以降に、電灯設備工事の元請として完成引渡しが完了した工事(建築種別及び工事種目は、入札説明書8(2)イによる。以下同じ。)のうち、電灯設備工事の着手から完成まで施工した東京都内における工事で、竣工時請負代金額が2,500万円以上の施工実績があれば1件記載すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>イ 上記(1)(第3号様式)において評価された施工実績は、重ねて評価しないので、他の施工実績を記載すること。</p> <p>ウ C O R I N S の登録内容確認書の写しを添付すること。また、C O R I N S に登録されていない場合は、契約書の写し(竣工時請負代金額を確認できるもの)を添付すること。</p> <p>エ 工事の概要が把握できる特記仕様書及び平面図等(工事名称並びに照明器具の新設又は改修工事を行った建物名称、照明器</p>

	具 200 台以上の新設又は改修（撤去・新設）の写しを添付すること。
(4) 従業員への賃金引上げ計画の表明書 (第 6 号様式)	<p>ア 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、第 6 号様式の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。</p> <p>イ 中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者をいう。ただし、同条第 6 項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。</p>

注 1 施工実績又は工事経験は、法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事で当該工事成績評定点が 65 点未満の工事を記載しないこと（評価対象としない）。

注 2 上記(1)ア(イ)及び(2)ア(イ)の各資料には、以下の点が確認できる箇所にマーカー等で着色する。

- ① 同種又は類似工事であることが確認できる箇所（発注者、工事名称、建物名称、用途、照明器具 200 台以上の新設又は改修（撤去・新設）、制御盤の設置有無、照明を設置した室の天井高さ、工事種目、電灯設備工事の着手から完成まで施工していること等）。
- ② 配置予定技術者の資料については、電灯設備工事の着手から完成までの経験を有する者であることが確認できる箇所（工期、従事期間、従事期間の工事内容及び従事役職等）。

3 技術等資料の提出

入札説明書 7 (1)ア及びイによる。

4 技術的能力の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は次表のとおりとする。

評価項目	審査基準
(1) 企業の技術力	<p>ア 平成 22 年度以降における同種又は類似工事の施工実績。</p> <p>ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 者が元請としての同種又は類似工事の施工実績を有していればよい。</p> <p>イ 令和 2 年度（注）以降の法務省発注工事における工事成績評定</p>

	<p>点の平均点。</p> <p>ウ 品質、環境マネジメントシステムの取組状況。</p> <p>エ WLB等推進企業の認定状況。</p>
(2) 配置予定技術者の能力	<p>ア 平成22年度以降における同種又は類似工事の経験。</p> <p>ただし、経常建設共同企業体にあっては、1者の主任（監理）技術者が、同種工事又は類似工事の経験を有していればよい。</p> <p>イ 令和2年度（注）以降の法務省発注工事における主任（監理）技術者としての工事成績評定点の平均点。</p> <p>ウ 一級建築士又は建築設備士の資格の有無。</p>
(3) 地域精通度	<p>ア 平成27年度以降における東京都内の施工実績。</p> <p>ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者が元請としての施工実績を有していればよい。</p> <p>イ 工事場所と建設業法に基づく営業所の所在地との関係</p>
(4) 従業員への賃金引上げ計画の表明書	<p>ア 令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。（大企業）</p> <p>イ 令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。（中小企業等）</p>

注 令和2年度以降に担当した法務省発注工事の評価に係る対象期間は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までとする。

5 総合評価に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準 入札説明書8による。
- (2) 総合評価の方法 入札説明書8(2)による。
- (3) 落札者の決定方法 入札説明書8(1)による。

6 技術資料のヒアリング

入札説明書8(2)ウ(ア)による。